

# お知らせ

akabira  
information

## 行政・公共

### 無料法律相談会

無料法律相談会を開催します。

金銭に関するトラブルや多重債務、借地・借家問題、離婚・相続、損害賠償請求事案など、お困りのことがありましたら気軽にご相談ください。

開催日

◆4月7日(火)(歌志内市・上砂川町)

村田 雅彦

弁護士

◆4月14日(火)(赤平市)

丸山 健

弁護士

◆4月21日(火)(歌志内市・上砂川町)

横井 千穂

弁護士

◆4月28日(火)(赤平市)

河西 宏樹

弁護士

開催時間

▼赤平市・歌志内市(10時～12時)

▼上砂川町(13時30分～15時30分)

日 時 4月27日(月)18時～

まちづくりや地域が抱える課題について、市長と直接お話ししませんか。昼間働いている方や大勢の中で話すことが苦手な方など、ぜひご利用ください。

対象者 市内に居住されている方、または市内の企業に勤務されている方。

### 定期行政相談

毎日の暮らしの中で、行政について苦情・要望・意見はありますか。行政相談の対象者は、国の行政機関・特殊法人(JRやNTTなど)の業務、年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービスなどの業務です。相談は無料で秘密は厳守します。□頭、電話、手紙でご相談に応じます。気軽にお越し下さい。

開催時間

※変更になる場合があります。

※懇談時間は1人(1団体)30分となっています。なお、個人

来所相談(10時～16時)

子ども相談支援センター

札幌市中央区北3条西7丁目道厅別館8階

※来所の際は右記の電話相談で予約してください。

コタエを  
出します

あなたの悩みに  
すべての相談の相談料が  
**無料**です。

相談予約  
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

赤平会場 市コミセン別館2階  
音楽室(商工会議所となり)

生活環境交通係 ☎ 32-2215  
歌志内市役所 ☎ 32-3217

### 申込み・問合せ

※先に申し込みをされている方が優先されます。

### こんばんは市長室

### マイキーワード設定支援窓口

#### 開設時間の延長

4月1日から設定支援窓口の開設時間を延長します。

受付 4月1日(水)～10日(金)  
申込み・問合せ 広報広聴係 ☎ 32-1834

的なし相談は受け付けできませんので、了承ください。

問い合わせ 生活環境交通係 ☎ 32-2215  
相談窓口(保護者の皆さん) ☎ 0120-3882-56

いじめや不登校・体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなどの家庭教育に関する悩みなどを相談してください。

## 司法書士中根事務所

### ◆業務内容◆

登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)  
商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・  
簡易裁判所訴訟代理(※)(※)は請求額10万円以下の民事に関するものに限られます。

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550

赤平市東文京町2丁目4番地2 ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



# お知らせ

## 人材育成・定住促進奨学金の貸与申請受付中

高校・高専・専門学校 短大・大学・大学院に在学する方を対象とした赤平市の奨学金制度です。

卒業後、奨学金返還中の年度における市内での居住・就労状況によって、全額または半額が免除される場合があります。

### 貸付金額(月額)

- 高校・高専(1～3年) : 2万円以内
- 高専(4～5年)、修学年限が2年以上の専修学校、短大、大学、大学院 : 4万円以内
- 修学年限が1年の専修学校は対象外です。

受付期限 4月分からの貸与は4月30日(木)まで。(期限を過ぎた申請は、受け付けた月分からの貸与)

※申込用紙は市役所学校教育課にあります。

申込み・問合せ 学校教育課総務係 ☎ 32-1822

## 児童扶養手当などの金額が変わります

法律などの規定によって、児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当などの支給月額が4月分から0.5%引き上げら

れ、次のとおり改定されます(以下の金額はいずれも月額)。

### 児童扶養手当

- 本体額 全額支給 43,160円  
一部支給 10,180円
- 第二子加算額 全額支給 43,150円  
一部支給 10,180円

- 第三子以降加算額 全額支給 10,190円  
一部支給 5,100円

交付枚数 1人年間24枚(1枚  
550円×月2枚)

有効期限 4月3日～翌3月31日

持参するもの 印鑑、身体障害者手帳、お知らせの通知

交付日時・場所 4月3日(金)  
9時～11時 茂尻支所

13時～17時 市役所社会福祉課窓口

※4月6日(月)以降は市役所社会

福祉手当(経過措置分) 14,880円

● 1級 52,500円  
一部支給 34,970円

● 2級 27,350円

特別障害者手当 14,880円

障害児福祉手当 14,880円

赤平地区更生保護サホートセンター設置

問合せ 子ども未来・医療給付係  
☎ 32-2216

4月14日から交流センターみらい内に設置します。

同センターは7名の保護司が

交代で常駐し、保護司や保護司会が安全・安心な地域社会づくりを行います。

肢・体幹・運動(移動機能障がい)、視覚障がい・心臓機能障がい・呼吸器機能障がい・腎臓機能障がい・肝臓機能障がいにおいて「身

体障害者手帳」の交付を受け、そ

## 福祉タクシー券の交付

### 交付対象者

市内に居住する在宅者で、下

りに該当する方を対象としています。

4月分から0.5%引き上げら

れ、次のとおり改定されます(以下に該当する方を除く)。

※該当者はお知らせの通知が

※開所日や時間については、その日によって変更される可能性がありますので、事前にお問い合わせください。

問合せ 赤平地区保護司会事務局(社会福祉課地域福祉係) ☎ 32-2216

※専用電話を設置予定です。決まり次第お知らせします。

問合せ 赤平地区保護司会事務局(社会福祉課地域福祉係) ☎ 32-2216

※開所日や時間については、その日によって変更される可能性がありますので、事前にお問い合わせください。

問合せ 赤平地区保護司会事務局(社会福祉課地域福祉係) ☎ 32-2216

※専用電話を設置予定です。決まり次第お知らせします。

問合せ 赤平地区保護司会事務局(社会福祉課地域福祉係) ☎ 32-2216

※開所日や時間については、その日によって変更される可能性がありますので、事前にお問い合わせください。

法による弔慰金の受給権を取  
得した者

### ②戦没者の子

兄弟姉妹(戦没者などの死亡

ことなどの要件を満たしている  
ことなどにより、順番が入  
れ替わります。)

### ③戦没者等の父母、孫、祖父母、

当時、生計関係を有している  
ことなどにより、順番が入  
れ替わります。)

### ④右記以外の戦没者などの3親 等の親族(戦没者などの死亡 時まで引続き1年以上生計を 有していた方に限ります。)

対応窓口 滝川地方消費者セン  
ター(滝川市役所内)滝川市大  
町1の2の15 ☎ 23-4778  
(平日9時～16時)

### 消費生活相談窓口が 変更になりました

4月1日から「消費生活相談業  
務」が広域対応となりました。

対応窓口 滝川地方消費者セン  
ター(滝川市役所内)滝川市大  
町1の2の15 ☎ 23-4778  
(平日9時～16時)

### 期 間 令和2年4月1日

請求窓口・問合せ 地域福祉係  
☎ 32-2216

### 期 間 令和5年3月31日

請求窓口・問合せ 地域福祉係  
☎ 32-2216

### 期 間 令和2年4月1日

請求窓口・問合せ 地域福祉係  
☎ 32-2216

### 期 間 令和5年3月31日

請求窓口・問合せ 地域福祉係  
☎ 32-2216

### 期 間 令和2年4月1日

請求窓口・問合せ 地域福祉係  
☎ 32-2216

### 期 間 令和5年3月31日

請求窓口・問合せ 地域福祉係  
☎ 32-2216

### 期 間 令和2年4月1日

請求窓口・問合せ 地域福祉係  
☎ 32-2216

### 期 間 令和5年3月31日

請求窓口・問合せ 地域福祉係  
☎ 32-2216

### 期 間 令和2年4月1日

請求窓口・問合せ 地域福祉係  
☎ 32-2216

### 期 間 令和5年3月31日

請求窓口・問合せ 地域福祉係  
☎ 32-2216

### 期 間 令和2年4月1日

請求窓口・問合せ 地域福祉係  
☎ 32-2216